

2007年9月3日（組合発 001 号）

株式会社マイワーク
代表取締役 武南幸宏様

派遣ユニオン
マイワークユニオン

組合結成通告 兼 要求書

この度、貴社で働く労働者が当組合に加入し、派遣ユニオン・マイワーク支部（通称：「マイワーク・ユニオン」）を結成いたしました。

マイワークで働く派遣スタッフの労働条件に関しまして、下記の通り要求いたします。

記

- 1、賃金から不当に天引きしていた「安全協力費」（1稼働につき250円/2007年7月1日廃止）を創業時にさかのぼって全額返還すること。
- 2、賃金から不当に差し引いた振込手数料を創業時にさかのぼって返還すること。
- 3、集合時間から作業開始時間までの拘束時間の不払い賃金をさかのぼって支払うこと。
- 4、会社都合のキャンセル時の不払い賃金をさかのぼって支払うこと。
- 5、不払いの深夜割り増し賃金をさかのぼって支払うこと。
- 6、給与明細をさかのぼって交付すること。
- 7、各事業所において締結している三六協定、賃金控除協定を開示し、その写しを組合に交付すること。
- 8、給与に加算して交通費を支給すること。
- 9、派遣スタッフの最低時給を1200円とすること。
- 10、「定番業務」など恒常的な業務に従事している派遣スタッフについて、期間の定めのない雇用契約であることを確認すること。
- 11、労働基準法15条で義務づけられている労働条件明示を履行していないことについて、謝罪、釈明すること。
- 12、年次有給休暇の権利を確認すること。
- 13、日雇労働保険の被保険者資格がある派遣スタッフについて、日雇労働保険に加入させること。
- 14、労災隠しについて謝罪、釈明すること。
- 15、危険・有害業務を防止するため、今後の安全・衛生対策を示し、組合と協議すること。
- 16、派遣スタッフの労働条件を定める就業規則その他諸規定を開示し、その写しを組合に交付すること。
- 17、会社は、別紙「労働協約（案）」を締結されたい。
- 18、以上を議題とする団体交渉を開催されたい。

以上